

# 福島県奨学資金緊急採用制度のお知らせ

福島県教育委員会では、高等学校及び専修学校高等課程在学者で、主たる家計支持者の失職、破産、会社倒産、病気、死亡等による家計急変のため、経済的に修学困難となつた生徒を対象に、福島県奨学資金の緊急採用募集を実施しています。

詳しくは、在学している学校又は福島県教育庁高校教育課まで御相談ください。

## 募集時期

随時（貸与決定は、応募から約1ヶ月程度となります。）

## 応募資格

### 【住所】

（県内の学校に在学する方の場合）

　県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していること

（県外の学校に在学する方の場合）

　入学又は転学するまで福島県内に6ヶ月以上住所を有しており、かつ、現在も保護者が福島県内に住所を有していること

### 【学力】

　勉学に意欲があり、学業を確実に終了できる見込があると学校長が認める者であること

### 【所得】

　次のいずれかの家計急変事由により修学困難となり、緊急に奨学金の貸与が必要と学校長が認める者であること（事由発生より1年以内である場合に限る）

　主たる家計支持者が倒産等により解雇され、又は早期退職した場合。また、再就職したが、収入が著しく減少している場合。

　主たる家計支持者が死亡又は離別した場合。

　主たる家計支持者が破産した場合。

　病気、事故、会社倒産、経営不振その他家計急変の事由により、家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合。

　火災、風水害、震災等の災害により災害救助法・天災融資法等の適用を受ける著しい被害又はこれらの災害に準じる程度の被害を受けたことにより、家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合。

### 【その他】

　他から貸与型の奨学資金を受けていないこと

## 応募方法

　奨学生願書に必要書類を添付し、在学する学校を経由して福島県教育委員会へ申し込んでください。

## 貸与月額

　国公立　自宅通学 18,000円　自宅外通学 23,000円

　私立　自宅通学 30,000円　自宅外通学 35,000円

　保護者と同居の場合は自宅通学として扱います。

## 利子

　無利子

## 貸与期間

　採用年度内における1年間

## 保証人

　連帯保証人1名（保護者）、保証人1名

　被災を事由とする申請の場合は、保証人1名は不要です。

## 返還

　卒業から6ヶ月経過後、貸与総額に応じた年数内に半年賦で返還していただきます。

　進学した場合、在学期間中は申請により返還が猶予されます。

～緊急採用その他奨学資金に関する問い合わせ先～

福島県教育庁高校教育課

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号  
電話 024-521-7775